

第 3 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

1 日時 平成26年 2月12日 15時15分～17時28分

2 場所 教育庁第 1 会議室

3 出席者

| | | |
|----|--------------|--------------|
| 委員 | 宮城 委員 (委員長) | (欠席委員) なし |
| | 富川 委員 | |
| | 泉川 委員 | |
| | 石嶺 委員 | |
| | 照屋 委員 | |
| | 諸見里 委員 (教育長) | |

| | | |
|---------|----------------|--|
| 教育 庁 | 統括監等 | 教育指導統括監 |
| | 課長及び 班長等 | 総務課長、教育支援課長、施設課副参事、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課副参事、 生涯学習振興課長、文化財課長 |
| | 職務のため 出席した者 | (事務局) 総務課副参事、同課総務班班長、同班主任 (5名)、同課財務班班長 学校人事課小中学校人事管理監、同課県立学校人事班主幹、同課 給与制度班主幹、同課小中学校人事管理班主幹、同班主査 県立学校教育課副参事 義務教育課副参事、同課副参事兼義務教育指導班班長 生涯学習振興課管理班班長 |

4 傍聴した者

記者13人 / その他15人

平成26年第3回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:15）

| | |
|----------|--|
| 委員長 | ただいまから平成26年第3回県教育委員会会議・定例会を開催します。 はじめに議事日程の決定を行います。会期は本日1日とし、会議の順序等についてはお配りした日程案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 次に、平成26年第1回会議録の承認を行います。石嶺委員お願いします。 |
| 石嶺委員 | 正確に記載されております。 |
| 委員長 | 正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 続けて、第2回会議録の承認を行います。照屋委員お願いします。 |
| 照屋委員 | 正確に記載されております。 |
| 委員長 | 正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、富川委員にお願いします。 |
| 富川委員 | はい。了解しました。 |
| 委員長 | 次に、報告事項に入ります。 報告事項1について、総務課から報告をお願いします。 |
| 総務課長 | （報告事項1の説明） ・「平成25年度市町村教育委員会教育委員・教育長研修会開催結果報告」 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 （なし） では、次に報告事項2について、学校人事課より報告をお願いします。 |
| 学校人事課長 | （報告事項2の説明） ・「平成26年度沖縄県立学校実習助手等選考試験最終合格者の決定」 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 （なし） では、次に報告事項3について、県立学校教育課より報告をお願いします。 |
| 県立学校教育課長 | （報告事項3の説明） ・「県立読谷高等学校への米軍車両侵入に関する報告」 |
| 委員長 | 質問ですが、「侵入に至った理由」について「当該敷地が学校との認識は |

| | |
|----------|---|
| | なかった。」とあるのですが、ローマ字等の何らかの表示を設けていなかったのでしょうか。 |
| 県立学校教育課長 | その当時は表示はなかったとのことですが、現在は「off-limits（立ち入り禁止）」と表示しているようです。 |
| 委員長 | 表示はあった方がよいかと思います。 他に御質疑ございませんか。 (しばし間があり) では、次に報告事項4について、義務教育課より報告をお願いします。 |
| 義務教育課長 | (報告事項4の説明) ・「沖縄県学力向上推進本部会議提言～「わかる授業」を中核に、学力向上に係るPDCAを充実～」 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 |
| 照屋委員 | 次年度の教育課程の見直しということで、平成26年1月31日に依頼文書を発送しているのですが、次年度における年間計画や指導計画には今回の提言は反映されているのでしょうか。 |
| 義務教育課長 | はい、次年度の計画に反映出来るような提言になっております。特に行事や部活動に対する提言は、早期に取り入れていただくようお願いをしております。義務教育課においても、100校以上学校訪問を実施しておりますが、そのほとんどで次年度の計画等に提言が反映されている状況です。 |
| 泉川委員 | 提言事項「(1)⑤小学校における持ち上がり担任制について、積極的に推進し、年度末から新年度の指導の充実を図る。」について、(行政側の)説明が不十分ということであれば、学校の先生や保護者の皆さんがもう少し理解をする必要があると感じたことは、持ち上がり担任制には担任の持ち上がりだけでなく、クラス編成を同じ構成のままに持ち上がることも含まれるということです。例えば、担任は替わるけれどもクラス編成は変わらないという事例も、この制度の中に含まれると理解したのですが、その理解は正しかったのでしょうか。 |
| 義務教育課長 | はい、今、県外では多くの県で持ち上がり担任制を導入しております。例えば、小学校1年生時、3年生時、5年生時というように2年間の持ち上がりとなりますが、これは基本的にはクラス編成をせずに、担任も持ち上がりとなります。しかし、このような制度を100%実施するのは臨時的任用職員の例もありますので不可能に近いため、そこは各学校の現状も見ながら原則持ち上がり担任制を実施していこうということでございます。 |
| 泉川委員 | 恐らく県民の皆さんは、担任の先生に2年間任せっきりで制度を適用してしまうと、全ての先生がその体制に対応出来るわけではないのではないかという不安があるのではないかと思います。持ち上がって担任が務まるだけの |

| | |
|--------|---|
| | 力量、クラス運営の力も含めて勘案した上で制度を推進しているかと理解していますが、誤解を生じさせない意味でも、クラス編成をそのままに持ち上がることのメリット等も含めて説明をすると、もっと県民の理解も進むのではないかと思います。 |
| 義務教育課長 | 持ち上がり担任制ですが、他県のように1年生、3年生、5年生と全ての学年で持ち上がり担任制を適用することは難しい状況にありますので、段階を経た対応を考えております。沖縄の現状や、指導力の差も含めて、高学年については特に持ち上がり担任制を進めていきたいと考えており、もちろんこの制度についても十分に県民の理解を得る必要があると認識しております。 |
| 委員長 | 他にございませんか。 (しばし間があり) では、引き続き報告事項5について、義務教育課より報告をお願いします。 |
| 義務教育課長 | (報告事項5の説明) ・「平成25年度沖縄県学力到達度調査結果」 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 |
| 富川委員 | 資料6ページ「5 問題及び各学年の児童生徒数、平均正答率」の中で、中学校2年生の理科における平均正答率が39.1%と非常に低い数値が現れており、8ページの「達成度調査のまとめ(中学校)」の理科分野では、単元「大地の成り立ちと変化」の平均正答率が19.9%という惨憺たる数字が並んでいるわけですが、この対応について県の平均正答率等と自校の状況を比較・検討し云々とあります。常識論でいうと19%という数字が出たこと自体が大きな問題だと感じております。先ほどのPDCAと関わるのですが、この辺りは集中的に、もっと抜本的な対応をお願いしたいと思います。沖縄県の学力向上の問題は、教育行政の中でも非常に大きな課題の一つでもありますので、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います。 |
| 義務教育課長 | その点につきましては全国学力調査でもかなり課題がございます。数学でも全国平均と10ポイント以上離れておりますし、理科においても約10ポイントの差があります。これは非常に厳しい現状だと考えておりますので、特に授業改善に向けてしっかり取り組む、例えば実験のやりっぱなしで終わる状況をなくしていくことが大事だと思いますので、その辺りをまとめて分析・考察してわかったことを整理していくというような授業を徹底しながら、委員からご指摘のありました抜本的改革についてもしっかりと検討して参ります。 |
| 委員長 | 他にございませんか。 |

| | |
|----------|---|
| | <p>(しばし間があり)</p> <p>では、次に報告事項6について、生涯学習振興課より報告をお願いします。</p> |
| 生涯学習振興課長 | <p>(報告事項6の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第55回沖縄県社会教育研究大会開催結果報告」 |
| 委員長 | <p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>本日は議案が10件ございますが、議案第10号は人事案件となっておりますので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 委員長 | <p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第1号について説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>(議案第1号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について」 |
| 委員長 | <p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 委員長 | <p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第2号の説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>(議案第2号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「平成26年度当初予算」及び「平成25年度第3号補正予算」に対する意見）」 |
| 委員長 | <p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 委員長 | <p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第3号の説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>(議案第3号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見）」 |
| 委員長 | <p>御質疑ございますか。</p> |

| | |
|----------|--|
| | (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 それでは、議案第4号の説明をお願いします。 |
| 教育支援課長 | (議案第4号の説明) ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）」 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 それでは、議案第5号の説明をお願いします。 |
| 学校人事課長 | (議案第5号の説明) ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）」 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 それでは、議案第6号の説明をお願いします。 |
| 学校人事課長 | (議案第6号の説明) ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）」 |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 それでは、議案第7号の説明をお願いします。 |
| 生涯学習振興課長 | (議案第7号の説明) ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）」 |

| | |
|-------------------|--|
| 委員長 | 御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 それでは、議案第8号の説明をお願いします。 |
| 生涯学習振興課長 文化財課長 | (議案第8号の説明) ・「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見)」 (文化財課・生涯学習振興課、両課所管のため説明は所管別に説明を行う。) |
| 委員長 | 御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 次に審議事項9番目の「是正の要求の指示に関する対応について」ですが、本件は委員提案による協議案件となっております。 事務局職員は資料の配付をお願いします。 (資料配付) 本件については、先月の定例会での決定に基づき、平成26年1月15日付けで文部科学省の見解を照会したところですが、平成26年1月21日付けで資料の通り、文部科学省初等中等教育局長から回答がありました。 それでは、文書の内容について、所管課より説明をお願いします。 |
| 義務教育課長 | (資料に基づき概要を説明) |
| 委員長 | 説明は以上とのことですので、各委員からご意見をいただき協議に入りたいと思います。 今回の文部科学省からの回答を受けまして、私どもも勉強会を重ねているところですが、文部科学省の回答は、先に沖縄県教育委員会から照会した質問に正面から答えていただいたものではないという印象です。また疑問点について今後再質問を行うかにつきましては、再度照会したとしても今回以上の回答は得られるとは思えないため、再質問は今のところ行わない予定です。 県教育委員会としては、無償措置法違反の状態から抜け出せるような様々な解決策について議論して参りましたが、現在は採択地区における区割り変更の実現可能性について検討しているところです。 |

| | |
|------|--|
| | <p>では、文部科学省の回答に対し、委員の中から所見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 富川委員 | <p>文部科学省に対し質問状を送ったのですが、先ほど委員長からもありましたように、私どもも勉強会等で文部科学省の回答について色々と勉強した結果、どうも質問した内容とかみ合わない回答であるという印象です。例えば1においては、教育の機会均等は阻害されていないのではないかという問いに対して、「無償措置法によらず、市町村が独自に教科書を児童生徒に無償給与する措置を定めた法律はない。」など、こちらの質問に対する答えが見つけにくいものとなっています。</p> <p>それから2において、地方分権の方向から、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮すべきではないかということについても、「これまで関係教育委員会の自主性や自立性に極力配慮した」とありますが、これも少し違うのではないかという感じがします。</p> <p>3においては、結果として文部科学省の検定をパスした二つのテキストのうち、一つを無償措置法で否定することはして教科書の教育的な意味が損なわれるのではないかということについて、法律論でいうと指摘は当たらないと述べています。</p> <p>また4においては、是正要求を行うことにより教育現場に想定し得ないような混乱がおきるのではないかという懸念に対しての答えになっていないような気がします。</p> <p>とりわけ5に挙げた教科書改革実行プランでは、採択地区を「市郡」単位から「市町村」に柔軟化すると文部科学省自身が計画を発表しているにも関わらず、これは共同採択制度の趣旨に変更を加えるものではないということも、この文言だけではどうも理解し難い感じがします。</p> <p>最後に6ですが、県教育委員会では解決策を求めて色々と議論を重ね、採択地区の分割について検討して参りました。文部科学省の回答では望ましくない旨が記載されておりますが、東京大学金井教授は1月31日付けの琉球新報のコメントの中で「これは理論的に可能である」と明言されてます。その辺りを考えると、委員長がおっしゃったように今後の方向としては、採択地区の分割について詳しく研究・勉強し、解決策を考えた方が良く考えます。</p> |
| 泉川委員 | <p>先ほど委員長からありました内容が基本的な考え方ではありますが、（文部科学省より）私どもの質問に対して文書にて速やかに回答をいただいたことは真摯に受け止めたいと思っています。また、是正要求の指示が出たことについては、竹富町においてというよりは八重山群の教科書が同一でないという教科書無償措置法に違反している実情・実態があるということで、非常</p> |

にあつてはならないことだと思っております。そのような状態を解決したいという思いは、文部科学省も沖縄県も、また八重山地区においても皆が共通して持つ認識だと理解しています。

その解決策を考える前段としての現状の緊急性等については、静かな教育環境が竹富町中学生に担保されている中で、法の整備とも関連して、三つの教育委員会が同一の教科書を使用していない状況にあると。県教育委員会では、これをどのように解決したら良いのかをこの2年以上にわたりずっと継続して検討して参りましたが、緊急性の解釈と、（解決に向けて）時間を掛けているという考え方・感じ方において（文部科学省と県教育委員会との間で）少し差があるのかなというふうに感じています。もう少し時間を使いながら、話し合いによる解決、いわゆる教育的な解決、理性をもって合意に至る努力を当事者が行うべきであろうという立場から、県教育委員会としてもそれをしっかり支援していくため色々と考えて勉強しているところです。

そのような中で、今の法律の趣旨を踏まえた上で法律を見ますと、上位法から憲法、教育基本法、地教行法あるいは教科書無償法、教科書無償措置法というふうに法律があるわけですがけれども、その法律の趣旨・精神を損なわないように法律を解釈し、それを踏まえた上で対応を検討することについては、法の精神においては大きな齟齬はないのではないかと考えております。

その中で法律の改正等も踏まえますと、今すぐ結論を出すことも出来ないということで、検討を継続しているところです。その上で、現行法の制度における教科書の採択地区協議会の設置について、沖縄県教育委員会としても出来ることではないかということで、教科書改革実行プランであるとか、これまでの地方自治の考えの中で市町村の独自性を尊重するという流れから、採択地区というものを「市郡」単位から「市町村」単位まで権限を広げていこうという流れがあり、その趣旨に沿っていけば、同一の採択地区において必ず一つの教科書にしないといけないのであれば、採択地区自体を調整することは出来ないかということで、文部科学省にも照会しながら一生懸命考えているところです。

具体的にもう少し考えていく時間を持ちながら進めていきたいということで今日に至っております。

石嶺委員

竹富町が無償措置法に違反している状態にあることは十分に承知しております、文部科学省がその状態を早く解消したいということも理解できるのですが、その解決の手法として今の竹富町の実情を考慮の外に置いて、いわゆる是正という形で解決を図ることが本当に教育の概念からして最善の選択肢なのかというところは、やはり教育委員の多くが疑問を持っているところだと思います。教育行政の基本というのは、やはり地域の実情に応じて教育の振

| | |
|------|--|
| | <p>興を図る、地域の自主性・主体性というものが尊重されたものでなければならぬと考えております。県教育委員会としても出来るだけ早く竹富町の違反の状況を解決したいと思っております。その解決の方法というのはこれまで教育委員会が再三述べてきた八重山地区三市町における協議によって解決することが一番望ましいのではないかと、その具体的な方法をこれまでずっと模索してきたわけですが。文部科学省も今回の回答の中では「三市町の主体的な話し合いによって本件が解決されることを否定するものではない」という文言にも触れておりますので、その手法についても多少の時間を置いて模索すべきではないかと思っております。八重山地区の三市町村が納得できる打開策を一生懸命探し、法的な根拠を得て、検討しながら進めていく、その中で採択地区の分割という方法もあるわけですから、それを検討しながら協議による解決を今後も模索すべきではないかと考えております。</p> |
| 照屋委員 | <p>私は1月から任命されまして、勉強不足なところはありますが、先ほど富川委員、泉川委員、石嶺委員がおっしゃったことに同感でございます。現場が混乱しないよう、平和的・教育的解決ができるように、これからも勉強を重ね解決に結びつけていきたいと考えています。</p> |
| 教育長 | <p>私も同感です。</p> |
| 委員長 | <p>他にございませんか。 (なし)</p> <p>それでは、これまでの協議内容を踏まえ、今後は採択地区の分割等について検討を進めていくということよろしいでしょうか。 異議なし。 このとおり決定します。次は非公開案件となりますので、休憩します。 (関係者以外退室) (以下は非公開部分のため省略します)</p> |